

議案第47号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和63年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する

る法律（令和元年法律第37号）が公布されたことに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、引用条文の号番号の整理が必要なため、また成年被後見人等について欠格条項を削除する等の必要な見直しを行うため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要がある。

令和元年12月13日原案可決